福岡地方裁判所委員会(第15回)議事概要

1 開催日時

平成19年3月7日午後1時30分~午後4時30分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

(委員)

簑田孝行委員長

石村一枝委員,上田静生委員,狩野啓子委員,川口宰護委員,古賀靖子委員, 田邉宜克委員,野口郁子委員,藤岡隆士委員,船木誠一郎委員,森岡孝介委員, 山本昇委員(五十音順)

(福岡地方裁判所)

一志泰滋部総括裁判官,岸和田羊一部総括裁判官,中島慶人事務局長,中島文 生民事首席書記官,大重敏弘刑事首席書記官

(庶務:福岡地方裁判所事務局総務課)

根占聡哉総務課長,吉田利成総務課専門官

- 4 配布資料の説明
 - ・「専門委員の手引」(最高裁判所)
 - ・「福岡地方裁判所医療集中部発足後3年間の取組状況」(判例タイムズ No.1221 抜粋)
 - ・「建築関係訴訟における専門委員の活用等について」
 - ・「裁判員制度に関する特別世論調査」の要旨
 - ・「裁判員制度全国フォーラム2007in福岡」西日本新聞記事
 - ・「裁判員制度と国民の利益」(調停会報抜粋)
 - ・福岡地方裁判所ホームページ画面の写し いずれも今回の議事に関する説明資料

・「委員会のテーマについて」

今後の委員会のテーマとして委員から提案のあった書面

- 5 議事(委員長, 学識経験者委員, 法曹委員, 裁判所)
 - (1) 専門委員制度の現状について
 - ア 専門委員制度の概要説明

中島民事首席書記官が,専門委員制度の概要や福岡地方裁判所管内における専門委員関与の状況等について説明した。

- イ 専門委員が関与する代表的な民事訴訟の実情報告
 - 一志部総括裁判官が医事関係訴訟における専門委員関与の実情を,岸和田部総括裁判官が建築関係訴訟における専門委員関与の実情を,それぞれ報告した。
- ウ 質疑応答
- (専門委員制度についての感想・意見)

専門委員が関与する訴訟事件には,建築関係訴訟の代理人として一度経験がある。賃借物原状回復義務としてどの程度の費用が掛かるかについて専門委員を選任し,現地を見てもらって意見をいただいた。また,本人尋問でも専門委員が質問し,おかげで和解で終了した。鑑定をするとなると費用倒れになるので,とても良かったと実感している。

私も建築関係訴訟で建築者側の代理人として専門委員が関与した事案の経験がある。その事件も専門委員が双方を説得し、最終的には和解で終了した。原告には代理人が付いていないいわゆる本人訴訟であったが、その後、原告側から何も言ってこられていないので、専門委員が説明していただいたのだと思う。

専門委員制度が導入され,審理がスピーディーになったのは紛れもない事 実であり,成功事例の一つといえる。

専門委員制度が始まり、民事訴訟のほとんどが判決までいかず、和解になっているということは、本来決着が着くべきものが着いていないということ

であり、後にケースバイケースでいろんなことが起こるのではないか。

和解をするということは,当事者が納得するということなので,専門委員が関与することにより,より納得を深めることは意味があると思う。

民事事件は,和解で終わるのがよい。当事者の納得が一番だと思う。きっちり解決しないといけない場合は鑑定が必要であるが,費用の問題もあるので,鑑定をして判決していただくか,専門委員を入れて和解をしてもらうかは当事者に判断してもらうしかない。

当事者がこの業者とは絶対に和解をしたくないと言った場合は、粛々と判決をする場合もある。その場合、損害額の見積りについて専門委員に意見を述べてもらうなど審理にメリハリを付けている。

専門委員活用の背景には、事件を早く終わらせるために和解をしているのではないかと思う方もいるかもしれないが、裁判所が事件を早く終わらせるために専門委員を活用していることは絶対にないと自負している。

判例タイムズ1221号の48ページに記載しているが,専門委員に依頼することになった場合,お願いする事項等について裁判所と両当事者とで念密な打合せをし,当事者の納得を得た上で選任している。また,裁判所と弁護士会とで,年に何回か研究会を行い,専門委員制度の運用の在り方や医療事件の審理方式等について検証をしている。

当事者が納得した上での和解なので,和解で解決するのに越したことはないが,判例タイムズ掲載の統計を見て,これだけの高い和解率は意外であった。専門委員を入れることと,医療集中部という集中部門を設置することにより,裁判官も専門化したのではないかと思うが,その点はどのように実感しているのか。

専門委員制度が導入された理由の一つとして,審理が長引いている点があるが,集中部を設置するのは一つの方策である。裁判官の知識もだんだん専門化し,専門委員に聴かなくても分かるようになってくる。

審理期間が短縮している理由としては,大きく二点ある。一つは,どれだ

け早く正しい方向に導くかという専門委員制度導入の理由に基づくものである。「短く、深く」というのがキーワードであるが、集中証拠調べが終わった段階で心証をとる。そして、和解勧告をし、心証を明かし、和解案を提示する。すると、納得される方が多い。

二つ目は,統計の見かけ上,数値が高く見えているということ。つまり, 当事者が和解をしたくない場合,鑑定等をするとなると審理期間が長くかか るが,和解で終わった場合は,それだけ早く終局したように統計上の数字に 上がってくる。

民事の場合は,専門委員の方とお付き合いできて,専門分野の意見が聴けて羨ましい。刑事の場合はそういうわけにはいかない。

それでも最初は専門家の協力を得ることに大変苦労した。現在も福岡の大学病院の医療界にお願いして,毎年話合いをしている。刑事関係も医療界を通じるといいかと思う。

何度も大学病院に足を運び、民事関係については医療界の協力を得られるようになった。医療界と法曹界(弁護士、裁判官)の協議会で、私は、こういうことを通じて互いに理解し、より良い紛争解決制度を構築していきましょうと言った。

(2) 裁判員制度関係

ア 広報活動の報告

① 内閣府のアンケート調査結果の報告

根占総務課長が,内閣府が平成18年12月に行った裁判員制度に関するアンケート調査の結果について,配布資料の平成19年2月内閣府政府 広報室作成の「裁判員制度に関する特別世論調査」の要旨」に基づいて報告した。

② 裁判員制度フォーラムの報告

根占総務課長が,2月12日の午後に福岡市天神のエルガーラホールで開催された裁判員制度全国フォーラムの概要について報告した。

③ 手続検証用模擬裁判の報告

根占総務課長が,1月15日から1月17日までの3日間小倉支部で実施された手続検証用模擬裁判及び2月27日から3月1日までの3日間本庁で実施された同模擬裁判の概要について報告した。

イ 裁判員制度の問題点について

(感想・意見交換)

あちこちでフォーラムの動員問題があったが、福岡で開催したフォーラムでは動員問題はなかったのか。

一切なかった。一昨年(平成17年)に1回目のフォーラムを開催したときから,フォーラムは一般の方に裁判員制度を知っていただくためのものだから,職員には来ないようにとの書面を出した。警備や質問受けなど事務に必要な職員は何人か来たが,動員は一切なかった。

今回私が特に強調して言ったのは、「参加者が少ないなら少なくてもいい。 事実を率直に受け止めよう。」ということであり、自信を持って言えた。

最初のころ,スタート時は大変だということで,弁護士も裁判官も諸手を 挙げて賛成する者はいなかった。しかし,こうなった以上,仕方がないと気 持ちを切り替えていただかざるを得ない。ただ,何年かやった後,見直し期 間を設けた方がよい。準備期間がないのに間に合うのか疑問に思う。

企業の準備は大切である。いくら法律で休暇が認められたり,手当があると言っても,なるべくなら,当たらない方がよいと思っている。この制度自体どうかと思うが,なるべく見直しの機会を設けた方がよいと思う。

フォーラムでパネリストの方が裁判員の心の問題のことを言っていたが, 専門家でない人が事件現場の証拠写真を見せられた場合,ショックが大きい と思う。裁判員の心の手当を考えて運用すべきであるという印象を受けた。

裁判員制度は施行後,3年を経過した時点で見直しを図ることになっている。最近は立法が早いが必ず見直しもする。検証作業が重要だと思う。

今一番遅れているのは,裁判員への手当をどこまでできるかの検討である。

法的な手当はあるが,実際に来られる方は,介護や子育てなど現実的な大きな問題を抱えている。その問題をあと2年でどこまでカバーできるかが課題である。医療観察法(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律)は,後始末をしないまま立法され,今入院病院を作っている状態である。裁判員の手当をやっていかないとうまく運用できない。

死刑に関与したことにより心的外傷後ストレス障害(PTSD)になるかもしれない。ある説明会で,裁判員の精神的なケアをしてくれるのかと質問を受けたことがあるが,即答できなかった。しかし,すべての問題を解決できなければスタートできないというのではなく,事例が出たら,それを公にしていき,一つ一つ問題を解決していくしかないと思う。

弁護士会の中では裁判員制度について反対の立場である。でも,一弁護人の立場とすれば,一つの制度として良い制度になってほしいと思ってやっている。一つの制度が変わるときには議論が必要である。そうでないと,いろんな立場があるし,弁護士の中でもいろんな意見がある。

弁護士会はそもそも陪審制度を推進していた。

制度改革がないと、いろいろ動いていかないことは間違いない。それまで何十年も動かなかったものが、ドラスティックに動いていく。今はそういうきっかけの時期にあると思う。

国民が参加していないのは司法だけだった。憲法の理念である民主主義から国民の司法参加は当然の帰結である。私たちはそれを受け入れないといけない。裁判員制度に賛成か反対かといった議論がされているが、やるとかやらないとかではなく、なるほど合理的な制度だからやるしかない。また、法曹三者が使い勝手のいいように決めたらいいというものではない。模擬裁判などしていろいろ研究しているが、そういう議論をする必要がある。不安を感じたり、批判的な意見もあるが、それはやったことがないから当たり前のことであり、合理的な制度であるからやるしかないと思う。

かつて,約40年前に臨時司法制度調査会が開催されたが,そのときは, 法曹三者が主体であり,今後の司法についてどうあるべきか審議したが,国 民の意見が反映されなかった。しかし,今回は非法曹者が多数で,司法制度 改革について国民主権,民主主義を背景として3年間の議論を経た上で骨子 が固まった。その一つが裁判員制度である。そういった歴史的な背景がある。

裁判官として一生懸命やっていたので、最初はなぜ批判されるのか、何を変える必要があるのかと思った。しかし、今は、新しい刑事司法を作るのに一つの枠が与えられたと思っている。その枠に新しい価値を見いだすもの、それは国民が参加することであり、今までの問題をドラスティックに変えていこう、今までの刑事裁判になかったものを取り込もうというもので、私はとても期待している。今までの刑事裁判のやり方を切り替えないといけない。分かりやすいものにしないと、裁判員の理解と納得をいただけるものにならないので、法曹三者で取り組んでいかなければならない。

始まる前に、こういうものですともっと早く示さないといけないと思う。 国民に良い制度だと言ってもらえるようにしたい。そのためには裁判官の意 識改革、広報活動をする方の意識改革が必要だと思う。法曹三者が互いに意 識し合って変えていこうというものが大事である。広報活動とともに、今ま での刑事裁判について真剣に見直していかないといけない。

刑事裁判は時間も掛かるし、法律家同士のやりとりで被告人が取り残された議論が続いてきた。それでいいのかということで、今回裁判員制度が導入されたが、私は賛成である。プロフェッショナルな裁判は完成型まできたが、もう少しドラスティックに別の手続をやるしかない。国民の方に入ってもらって今までの流れを断ち切ってやっていくことも一つのいい流れになると思う。今までのやり方をドラスティックにやらないとうまくいかない。私はできると思う。やることによってよく分かる手続ができるし、やらないでよい証拠調べはやらなくてもよい。大事なところは深くやって、不要な部分はばっさり切る。そういうメリハリを期待している。

あと2年半で十分な準備はできないかもしれないが、やってみるしかない。 スタート段階はうまくいかない部分があっても仕方がない。国民に負担をか けていただくので、駄目だという感想を持たれないようにしないといけない。

これまでやってきた司法制度について国民は無関心であり、関わらなくて もよかった。それでいいのかといえば、それではいけない。経験を積んでい ってもらうことからスタートするので、進んでいくべき方向性はよいと思う。

これまでの裁判は完成型に近づいた,だからドラスティックにしようと言うが,果たして今回の制度は分かりやすく,メリハリの利いた裁判といえるのか。国民を参加させて改革しないといけないのか疑問である。国民参加でないと司法制度改革はできないのだろうか。

臨時司法制度調査会の答申がなされたが、そのとおり実現したことがない。今回のはそれから20年以上の歳月を経てできた司法制度であるが、法曹三者では超えられないものがある。法曹三者で意見を交わしても進まないし、どうしようもないものがある。そこに司法に国民の視点を入れようとする裁判員制度の提案があったが、それに乗っていくのがよいというのが私の考えである。そこに入り込むのは国民の視点しかない。

国民の視点,民主主義がどう反映されていくか。どんどん変わっていくのが理想であるが,マスコミを通じていろんな不都合なこと,例えば天下り問題など,国民の目が入ることにより改革されてきたことが大きい。

少し希望を持てるのが,フォーラムでやらせがなく,400人もの公募があったことである。それは,裁判員制度が導入されることになってしまって 仕方がないけど,少しでもやってみようという表れだと思う。

また,専門家の方々が,国民が入ることにより,下手なことができないという緊張感を持って取り組んでいただけると思う。国民ももう少し勉強しないといけないのかなと思う。

国民の参加により裁判官の緊張感も変わってくると思う。民事事件の経験であるが,傍聴者がいることによりこちらの姿勢が全然変わる。緊張感が全

く違う。

また、同じ民主主義の制度として検察審査会制度があるが、11人の素人の方が法曹を排除してやっている。参加者は最初は不安を感じているが、半年後には、とても勉強になってよかった、達成感があるといった感想に見事に変わる。不安であるが、参加することにより国民が変わってくる。アメリカで陪審員をやってきた人も変わってくる。皆さんもそうなっていただきたい。模擬裁判に参加されたことによって変わったのではないかと思う。

法律で決まったのだと思うが、私たちにとっては青天の霹靂といった感じで、今の国民は法律が変わって押し出された感がある。参加すれば変わるというのは分かる。アンケート結果を見ると、制度を知っていけば知るほど理解が進んでいると感じている。あとは、心のケアの整備を分かりやすく早めに提示していくことが大事である。

裁判員と経営を比較した場合、経営から見ると、裁判員はフラット化している。経営はもっとドラスティックである。幅広い年齢層のニーズをつかまないとやっていけない。ニーズをどう導き出すかという点で、幼稚園生から経営に参加させても意味がない。裁判員は、ある意味もっと経営より易しいかもしれない。ニーズの導き方として、いい方法がないかと思う。

委員1期目のときに話に出たが,裁判員制度が実際にやれるようになった ら革命的である。日本は近代社会において一度も成熟したことがなかったが, 裁判員制度がうまく機能すれば,個人意識を持った成熟した個人が増えてく るのではないかと思う。法律制度だけではなく,哲学とか文学など他の要素 も入れた方がよいと思う。

義務ではなく権利意識を個人が持つように意識改革をやっていく必要がある。専門家の言葉が分かりにくいので、分かりやすい言葉で説いていってくれればと感じる。

今までは,裁判や裁判所などは遠い存在であった。そういう方が大半だと 思う。専門家が吟味したのだからという感じであったが,制度ができたから には参加をすぐに断らず、参加していくうちに権利を遂行できるものができたと捉えるべきである。問題解決について、徐々に改善していくことは当然である。良い機会と捉えて私は裁判員裁判に参加していきたい。国民も当たったら積極的に参加し、裁判というものを雲の上の存在ではなく、身近なものとして捉えられるようになることを期待している。

(3) その他

ア 裁判所のホームページ更新についての報告

根占総務課長が,福岡地方裁判所のホームページの初期画面を裁判所の庁舎や太宰府天満宮などの画像を掲載するなどして更新したことや,前回の委員会で振り込め詐欺に関する注意喚起について掲載した方がよいとの意見が多数出されたことから,福岡地方裁判所に寄せられる相談の実情を確認した上で,差出人名義が「法務局認定法人」などとなっている郵便文書に関する注意喚起のメッセージをホームページに掲載したことを,ホームページ画面の写しを示しながら報告した。

福岡地方裁判所委員会に関するホームページの内容について,①「福岡地方裁判所の取組み~地方裁判所委員会の意見を踏まえて~」の掲載内容が平成17年1月現在のものである,②「裁判所以外の機関の相談窓口」の一覧表が平成16年10月現在のものであり,法テラスが掲載されていないので,更新していただきたい。

速やかに掲載内容を更新する。

イ 裁判所への案内表示板の設置についての報告

中島事務局長が,裁判所へのアクセスに関し,委員会の提言に基づき,昨年度支部への案内表示板を整備したことに続き,福岡地裁管内に四つある独立簡易裁判所(宗像,甘木,うきは,折尾)庁舎周辺の数カ所に庁舎誘導案内表示板を3月中に設置することになったことを報告した。

ウ 地方裁判所委員会委員の再々任(三選)について(意見交換) 原則2期までとし,いろいろな分野の方から,違った観点で幅広い意見を 出していただいた方がよいとの意見が大多数であった。

- 6 次回期日及び次回委員会のテーマ
 - (1) 次回期日

第16回 平成19年7月9日(月)

(2) 次回委員会のテーマ(案) 委員会において提案のあったものは,次のとおり

- ア これまでの地方裁判所委員会を振り返っての総括
- イ 労働審判制度について
- ウ 裁判所から民事訴訟事件の被告あてに送付する書類の様式・記載内容について,改善・工夫すべき点